

令和 7 年第 3 回

長万部町議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 23 日 開会

令和 7 年 5 月 23 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 7 年 5 月 2 3 日（金曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○故辻義雄議員の追悼演説	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （長万部町税条例の一部を改正する条例）	5 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について （長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6 頁
○承認第 3 号 専決処分の承認について （令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第13号））	7 頁
○議案第 1 号 財産の取得について （除雪トラック（10 t 級ダンプ型））	8 頁
○議案第 2 号 令和 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）	10 頁
○報告第 1 号 令和 6 年度長万部町一般会計予算の繰越について	11 頁
○報告第 2 号 令和 6 年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について	11 頁
○諸般の報告	12 頁
○同意第 1 号 長万部町監査委員の選任同意について	12 頁
○閉 会 宣 告	13 頁

令和7年第3回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和7年 5月23日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和7年 5月23日（金） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番		6番	高 森 功 治
2番	橋 本 收 司	7番	長 崎 厚
3番	辻 紀 樹	8番	高 橋 克 英
4番	大 谷 敏 弥	9番	村 川 毅
5番	北 川 佳 嗣	10番	柏 倉 恵里子

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	水道ガス課長	田 中 俊 和
副 町 長	佐 藤 英 代	水道ガス課参事	廣 田 栄
総 務 課 長	佐 藤 久	出 納 室 長	工 藤 貴 司
危機対策室長	吉 田 泰 博	消 防 長	沼 田 明 宏
まちづくり推進課長	小山内 敏 洋	病 院 事 務 長	橋 本 啓 一
新幹線推進課長	岸 上 尚 生	病 院 参 事	加 藤 典 明
税 務 課 長	小 川 洋	教 育 長	近 藤 英 隆
町 民 課 長	増 田 理 恵	学 校 教 育 課 長	神 野 隆 之
保健福祉課長	田 野 憲 哉	社 会 教 育 課 長	米 代 剛
産業振興課長	田 中 浩	選挙管理委員会書記長	佐 藤 久
建 設 課 長	上 野 訓	監 査 事 務 局 長	佐々木 学
		農業委員会事務局長	田 中 浩

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐々木 学
事 務 局 主 査	本 前 武 広
議 事 係	川 村 界 斗

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		故辻義雄議員の追悼演説
日程第 4	承認第 1 号	専決処分の承認について (長万部町税条例の一部を改正する条例)
日程第 5	承認第 2 号	専決処分の承認について (長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 6	承認第 3 号	専決処分の承認について (令和 6 年度長万部町一般会計補正予算 (第13号))
日程第 7	議案第 1 号	財産の取得について (除雪トラック (10 t 級ダンプ型))
日程第 8	議案第 2 号	令和 7 年度長万部町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9	報告第 1 号	令和 6 年度長万部町一般会計予算の繰越について
日程第10	報告第 2 号	令和 6 年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について
日程第11	同意第 1 号	長万部町監査委員の選任同意について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回長万部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。

監査委員から２月、３月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、その他執行機関及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を、また、本日は故辻義雄議員に対する追悼演説がありますので、定例会同様説明員全員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において５番北川議員、９番村川議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日１日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日と決定いたしました。

◎故辻義雄議員の追悼演説

○議長（柏倉恵里子） 日程第３、故辻義雄議員の追悼演説について、同僚議員から申し出がありますのでこれを許可いたします。

高橋議員。

〔議員（８番 高橋克英）登壇〕

○議員（８番 高橋克英） 追悼の言葉。

お許しを得ましたので、去る４月９日逝去されました故辻義雄議員の急逝を悼み、謹んで哀悼

の意を表します。

今日ここに令和7年第3回長万部町議会臨時会開会にあたり、今一人1番議席には、ありし日の容姿と^{けいがい}訾咳に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。

顧みますと、あなたは平成11年に町議会議員に当選されて以来、7期の半ば26年の永きにわたり町政の推進に傾注し、住民福祉の向上と産業の振興発展に尽くされました。

その間、議会運営委員会委員長、新幹線建設促進等に関する調査特別委員会委員長などの要職を歴任され、特に産業建設常任委員会委員長として、町の基幹産業である漁業振興の発展に、行政側と一体となり力を注いでおられました。

そして、平成26年から令和5年までは、議会議長としてその重責につかれ、常に冷静で公平な議事運営により、重要議件を適切に処理し、議会の権威を守り、^{けんのう}権能を十分発揮しながら、住民の期待に応えたのであります。また、町監査委員として、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保のため、公正普遍の態度を保持して、監査業務を遂行されておられました。

これらのご功績は、本町発展の貢献者として、町民の心の中に永遠に消えることなく生き続けることと信じております。

本年2月には、とても明るく笑顔を絶やさない奥様とのお別れをしたときのご心痛は、いかばかりかと想像すると胸が張り裂ける思いでありました。

平素から体のことは余り口にせず、ひたすら議員の仕事に没頭させていただきに、必ずや病気を克服されて再び元気なお姿を見せていただけるものと、我々一同ひそかに念じておりました。そうした願いもむなしく、^{ゆうめいざかい}幽明境を異にされましたことは、まことに残念でなりません。

私どもは、あなたの温厚で勤勉なお人柄を慕い、生前、町政に、町議会に残されたご功績とご指導を深く銘記し、さらに力を尽くして精進し、ご逝去のその日まで本町を愛し、本町の事を思い続けられた辻議員のお気持ちにお応えしたいと思います。

どうか在天より、発展する長万部町をいつまでも、いつまでも見守ってください。心よりご冥福をお祈りし、追悼の言葉といたします。

令和7年5月23日、長万部町議会議員高橋克英。

〔議員（8番 高橋克英）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） ここで、故辻義雄議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。皆様、ご起立お願いいたします。

黙祷。

〔一同起立、黙祷〕

ありがとうございました。

ここで故辻義雄議員のご遺族様のご退席されますので、皆様にはご起立のままお見送りをお願いしたいと存じます。

〔ご遺族様ご退席〕

ご着席ください。

〔一同着席〕

10時30分まで休憩いたします。

10時10分 休憩

10時30分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第 1 号 専決処分の承認について

(長万部町税条例の一部を改正する条例)

○議長（柏倉恵里子） 日程第 4、承認第 1 号専決処分の承認について（長万部町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、承認第 1 号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正、地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設、その他、税制改正に伴う条文整備や、文言の整理等を行うものであります。

議案には、1 頁から 10 頁までの新旧対照表と、1 頁から 2 頁までの一部改正の概要を添付しております。改正内容につきましては、新旧対照表と一部改正の概要を合わせてご覧ください。

新旧対照表及び一部改正の概要の 1 頁をご覧ください。第 18 条は公示送達で、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正であります。

第 18 条の 3 は納税証明事項で、第 18 条の改正に伴う規定の整備であります。

第 34 条の 2 は所得控除で控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものであります。

新旧対照表は 2 頁をご覧ください。第 36 条の 2 は町民税の申告で、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備であります。

新旧対照表は 3 頁をご覧ください。第 36 条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、記載事項に特定親族を追加するものであります。

第 36 条の 3 の 3 は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備であります。

新旧対照表は 4 頁をご覧ください。第 82 条は種別割の税率で、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正であります。

新旧対照表は 5 頁をご覧ください。第 89 条は種別割の減免で、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備であります。

概要は 2 頁を、新旧対照表は 5 頁から 6 頁をご覧ください。第 90 条は、身体障害者等に対する種別割の減免で、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備であります。

附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 5 号等の条例で定める割合で、項ずれに伴う規定の整理であります。

新旧対照表は6頁から7頁を、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものであります。

新旧対照表は7頁から8頁をご覧ください。附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例で、法律改正にあわせて加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設するものであります。

新旧対照表は9頁から10頁をご覧ください。附則第1条は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するという規定であります。

附則第2条から附則第6条は、公示送達、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に係る経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、承認第2号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ措置を行うものであります。改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。なお、

内容は要約して説明させていただきます。

長万部町国民健康保険税条例新旧対照表で、第23条第1項は国民健康保険税の減額で、同項第2号中、「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものであります。

これは、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数及び特定同一世帯所属者に乗ずる金額を、1万円増額の30万5,000円とし、2割軽減の基準については、被保険者数及び特定同一世帯所属者に乗ずる金額を、1万5,000円増額の56万円とするものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附則第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例にするとするものであります。

以上がただいま上程されました、承認第2号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

（令和6年度長万部町一般会計補正予算（第13号））

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、承認第3号専決処分の承認について（令和6年度長万部町一般会計補正予算（第13号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和6年度長万部町一般会計補正予算（第13号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算第13号は、本年第1回町議会定例会の、一般会計補正予算第12号の説明の中で、譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため専決処分をせざるを得ない旨ご説明しておりましたが、このたび最終決定等がありましたので、専決処分をいた

しました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ１億１,１８２万２,０００円を追加し、補正後の予算総額を７３億１,８０３万１,０００円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳入からご説明いたします。

地方譲与税は１,０００円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が６４万５,０００円の減額、自動車重量譲与税が９９万３,０００円の追加、森林環境譲与税が３４万７,０００円の減額であります。

利子割交付金は５万２,０００円の減額、配当割交付金は９２万円の追加、株式等譲渡所得割交付金は１７８万４,０００円の追加、法人事業税交付金は３３７万６,０００円の追加、地方消費税交付金は１,４５０万７,０００円の追加、環境性能割交付金は２２０万１,０００円の追加、地方交付税の特別交付税は６,２９３万６,０００円の追加、交通安全対策特別交付金は１５万４,０００円の追加で、それぞれ交付額確定によるものであります。

国庫支出金は２,５９９万５,０００円の追加で、総務費国庫負担金、災害救助費負担金２８万８,０００円の追加は、能登半島地震災害への職員派遣に要した費用の確定によるもの、土木費国庫補助金、橋梁長寿命化修繕事業２,４０３万５,０００円の追加は、繰越事業の事業費確定によるもの、除雪事業１６７万２,０００円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加交付によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金は１億１,２１６万９,０００円の追加で、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため財政調整基金に積み立てするものであります。この積立をしたあとの令和６年度末当基金残高見込額は、６億３,５１５万２,０００円となります。農林水産業費、林業総務費、積立金は３４万７,０００円の減額で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴う減額であります。

以上がただいま上程されました、令和６年度長万部町一般会計補正予算（第１３号）の内容であります。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出歳出を一括して行います。５頁から８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号 財産の取得について

（除雪トラック（１０ｔ級ダンプ型））

○議長（柏倉恵里子） 日程第７、議案第１号財産の取得について（除雪トラック（１０ｔ級ダ

ンプ型)) の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長(上野訓) ただいま上程されました、議案第1号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの財産の取得の提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決を得なければならないとされており、提案するものがあります。議案の内容につきましては、議案の中の表で示しております。

取得財産につきましては、除雪トラック(10t級ダンプ型)であります。この取得財産の主な概要につきましては、全長10.61メートル、全幅3.30メートル、全高3.7メートル、車輻総重量20.01トン、最高出力309キロワットであります。最大除雪幅として4.07メートル、乗車定員2名であります。

本財産につきましては、去る4月28日指名業者2社で入札を執行したところ、議案のとおり落札いたしました。取得金額は6,282万2,450円です。取得の相手方は、北斗市七重浜8丁目13番24号、UDトラックス北海道株式会社、函館支店支店長一圓浩二であります。

また、納入期限は令和8年3月24日までとなっております。なお、落札率につきましては92.48パーセントであります。

以上が、議案第1号財産の取得について、提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(柏倉恵里子) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

長崎議員。

○議員(7番 長崎厚) この除雪トラックは、以前は8トンだったと記憶してるんですが、10トンに替えた理由は何がありますか。

○議長(柏倉恵里子) 上野建設課長。

○建設課長(上野訓) 今までの除雪トラックにつきましては7トン型でありまして、今回10トンにしたというのは、排雪時の積み込む雪の量を多く積み込んで処理速度を速めて、路線の円滑化というか、通行解放を早くするというのを含めて、10トンに上げたものであります。以上です。

○議長(柏倉恵里子) 長崎議員。

○議員(7番 長崎厚) 8トンで機動的に狭い道路でも入っていったと思うんですが、この10トンにしたことで、それに機能的に阻害されるような場所とか、道路なんですけども、そういうものがないということですか。

○議長(柏倉恵里子) 上野建設課長。

○建設課長(上野訓) 今回10トンにしたのは、7トンの場合は汎用プラウというのは付いてなく、前方に固定された形のプラウが付いてたんですけど、今回除雪の機能性を高めるということで、汎用型のプラウにするとすると10トンしかないということで、今回そういうふうにして交通解放の効率化を図るという意味で10トンにしております。以上です。

○議長(柏倉恵里子) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号 令和７年度長万部町一般会計補正予算（第２号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第８、議案第２号令和７年度長万部町一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第２号令和７年度長万部町一般会計補正予算（第２号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ１億１,６９９万６,０００円を追加し、補正後の予算総額を６６億３,９９９万６,０００円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費１０万４,０００円の追加は、企画費の積立金で、新幹線工事に伴う営農用水施工監理業務の事務費を、北海道新幹線建設関連補償事業基金に積み立てるもので、歳入では、１９諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金５６４万６,０００円のうち、歳出同額の１０万４,０００円を計上いたしました。

農林水産業費は、１億１,５１９万２,０００円の追加であります。農地費、委託料５５４万２,０００円の追加は、新幹線工事に伴い営農用水送水管の移設が必要となったことによる営農用水施工監理業務委託で、歳入では、１９諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金５６４万６,０００円のうち、歳出同額の５５４万２,０００円を計上いたしました。

アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金１億９６５万円の追加は、ホタテ稚貝養成籠導入事業補助で、ホタテ稚貝の生産量向上とホタテ貝の生産・経営安定化を目的に、事業主体である長万部漁業協同組合に補助するもので、歳入では、１５道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で、歳出同額の１億９６５万円を計上いたしました。

消防費１７０万円の追加は、消防施設費の需用費で、消防救急デジタル無線のモーターサイレン故障に伴う、施設修理費であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

１８繰入金、財政調整基金繰入金は１７０万円の追加で、今回の補正で不足する財源を、当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩し後の当基金残高見込額は、５億３,１２８万８,０００円となります。

以上がただいま上程されました、令和７年度長万部町一般会計補正予算（第２号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁か

ら4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 令和6年度長万部町一般会計予算の繰越について

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、報告第1号令和6年度長万部町一般会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第1号令和6年度長万部町一般会計予算の繰越について、ご説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる繰越明許費につきましては、昨年12月開催の第4回町議会定例会、本年2月開催の第2回町議会臨時会、及び3月開催の第1回町議会定例会で5事業を議決いただいておりますが、本件は、その5つの事業について調製を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和6年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款・農林水産業費、項・水産業費の事業名「アイヌ農林漁業対策事業」から、款・土木費、項・都市計画費の事業名「新幹線駅周辺施設整備計画業務委託」までの5つの事業について、令和7年度に繰越をし現在それぞれ事業を進めております。

翌年度繰越額は9,753万8,000円で、この財源内訳は、国・道支出金3,205万5,000円、一般財源6,548万3,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令、第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を集結いたします。

◎報告第2号 令和6年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、報告第2号令和6年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、報告第2号令和6年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について、ご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる繰越明許費につきましては、3月開催の第1回町議会定例会で議決をいただいておりますが、その内容についてご報告申し上げます。

令和6年度長万部町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。款・資本的支出、項・建設改良費、事業名長万部終末処理場更新事業、翌年度繰越額8,300万円で、この財源内訳は、企業債3,730万円、国庫補助金4,565万円、損益勘定留保資金5万円となる見込みであります。

説明としましては、水処理設備及び電気設備工事の更新に必要な機器類の部品不足により、年度内の完了が困難となったためであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を集結いたします。

議案配付のため暫時休憩いたします。

10時56分 休憩

10時57分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。町長より、ただいまから議題となります監査委員の選任同意の議案が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町監査委員の選任同意について

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、同意第1号長万部町監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

10時59分 休憩

〔議員（4番 大谷敏弥）除斥〕

10時59分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第１号長万部町監査委員の選任同意につきまして、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議会議員のうちから選任する監査委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は大谷敏弥氏で、住所などにつきましては、議案に記載のとおりであります。以上、よろしくご同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

１１時００分 休憩

〔議員（４番 大谷敏弥）自席へ〕

１１時０１分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会宣告

○議長（柏倉恵里子） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和７年第３回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

１１時０１分 閉会
